

雇均職発 1011 第 1 号
平成 29 年 10 月 11 日

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局
職業生活両立課長

改正労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）及び
改正育児・介護休業指針の周知について（依頼）

「規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」において、転職して不利にならない仕組みづくりのため、法定休暇付与の早期化を図ることや、「未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」等において、地域の実情に応じ、分散化された学校休業日に合わせた年次有給休暇の取得促進を図ること、さらには、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 37 号）の附帯決議において、政府は事業者による特別な有給休暇制度の導入など職場環境改善の促進等に取り組むこととされたことを踏まえ、労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）及び育児・介護休業指針が改正され、平成 29 年 10 月 1 日から適用されています。

つきましては、今般、これらの改正ポイントについて、別添のとおりリーフレットを作成しましたので、リーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願いいたします。

なお、リーフレットの追加配布を希望される場合は、下記担当までご一報くださいますようお願いいたします。

（担 当）

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課
働き方・休み方改善係 栗栖
電話：03-5253-1111（内線 7915）